

奈良県自転車活用推進会議設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 奈良県自転車活用推進計画（令和 2 年 3 月策定）に基づき、本計画に位置づけた施策について、フォローアップを実施し、PDCA サイクルによる評価・改善を図るとともに、措置の方向性や進め方、措置を進める上での課題の解決策、注意すべき点などについて、計画策定時にご助言を頂いた有識者（サイクルアドバイザー）で構成する「奈良県自転車活用推進会議」を新たに設置する。

（役割）

第 2 条 会議は、次に掲げる事項についてフォローアップ、助言等を行うものとする。

- (1) 奈良県自転車活用推進計画に掲げた施策の進捗状況に関すること
- (2) 奈良県自転車活用推進計画に位置づけた措置に関すること
- (3) その他関連する事項に関すること

（会議の構成）

第 3 条 会議は、別表に掲げるサイクルアドバイザー（委員）で構成する。

（任期）

第 4 条 サイクルアドバイザーの任期は 5 年とする。ただし、サイクルアドバイザー（委員）が欠けた場合の補欠のサイクルアドバイザーの任期は前任者の残任期間とする。

（庶務）

第 5 条 会議に関する庶務については、奈良県県土マネジメント部道路建設課において処理する。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は、令和 2 年 1 0 月 日 から施行とする。